

事業活動温暖化対策計画書等 作成要領

令和 7 年（2 0 2 5 年） 6 月

熊本県

目 次

第1章 総論	3
1 計画書及び報告書の作成が必要な事業者	3
2 原油換算エネルギー使用量の算定方法	3
3 計画書・変更計画書及び報告書の提出	6
4 温室効果ガス算定排出量の算定方法	8
第2章 計画書・変更計画書の作成等	13
1 計画書・変更計画書の記入要領	13
2 計画の廃止	20
3 その他	20
第3章 報告書の作成	21
1 報告書の記入要領	21
2 その他	25
第4章 計画書又は報告書の公表	26
1 提出された計画書又は報告書の公表	26
2 公表の期限	26
3 権利利益の保護に係る請求	26

この要領は、熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成 22 年熊本県条例第 16 号。以下「条例」という。）第 17 条から第 20 条までに規定する事業活動温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）、事業活動温暖化対策変更計画書（以下「変更計画書」という。）、事業活動温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）、事業活動温暖化対策計画廃止届出書（以下「廃止届」という。）の作成等に関し、必要な事項を定めるものである。

この要領において使用する用語は、条例及び熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（平成 22 年熊本県規則第 25 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

改正履歴

平成22年（2010年）3月31日 制定
平成22年（2010年）8月 2日 一部改正
令和 3年（2021年）7月30日 一部改正
令和 5年（2023年）6月 5日 一部改正
令和 5年（2023年）9月 7日 一部改正
令和 6年（2024年）6月 5日 一部改正
令和 7年（2025年）6月17日 一部改正

第1章 総論

1 計画書及び報告書の作成が必要な事業者

条例第17条第1項の規定により計画書を提出する必要のある特定事業者は、規則第5条により次の(1)及び(2)が該当する。

また、規則第5条各号に該当しない事業者（以下「特定事業者以外の事業者」という。）も任意で計画書を提出することができる。

- (1) 県内に設置しているすべての事業所（連鎖化事業を行う者（フランチャイズ事業者）である場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上の事業者（規則第5条第1号該当、以下「大規模エネルギー使用事業者」という。）
- (2) 使用の本拠の位置を県内に有する自動車の前年度の末日における合計台数が次に掲げる①から③までの要件のいずれかに該当する道路運送事業者（規則第5条第2号該当、以下「自動車運送事業者」という。）
 - ① トラック（貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車を除く。））の台数が100台以上であること
 - ② バス（道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車）の台数が100台以上であること
 - ③ タクシー（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）の台数が150台以上であること

2 原油換算エネルギー使用量の算定方法

(1) 算定対象となる活動範囲

算定対象となる活動範囲は、事業者が県内に設置する事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場等をいい、連鎖化事業を行う者（フランチャイズ事業者）である場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）においてエネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気及び熱の使用に伴い排出される二酸化炭素）の発生を伴うものとし、事業所外を移動する自動車等の移動体（社用車、配送車両等）については除外する。

(2) 算定対象となる期間

計画書を提出する年度の前年度の4月1日から3月31日までとする。

(3) 算定の方法

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第4条の方法により換算し、合計するものとする。具体的には規則第1号様式別表1―①を用いて、次の手順により行うものとする。

ただし、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条の規定による国への定期報告書の提出において、原油換算エネルギー使用

量が原油換算15kl／年未満の事業所であって、事業者全体の原油換算エネルギー使用量の1%未満の範囲の事業所として、国に最初に原油換算エネルギー使用量を報告（エネルギー使用状況届出書の提出）する際に用いた値と同じ値を報告することができる事業所については、同じ値を用いることができるものとする。

① 手順1

エネルギーの種類ごとに前年度のエネルギー使用量を「使用量」欄に記入するものとする。単位に注意すること。

なお、「エネルギーの種類」に項目がない場合は、「（ ）」に具体的な燃料等を記入するものとする。

② 手順2

エネルギーの種類ごとに「使用量」欄の数値に、「熱量換算係数」欄の数値（表－1に掲げる熱量換算係数）を乗じて得た数値を「熱量GJ(使用量×熱量換算係数)」欄に記入するものとする。その他、表－1にない「熱量換算係数」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第4条の方法による係数を参照する。

③ 手順3

エネルギーの種類ごとの「熱量GJ(使用量×熱量換算係数)」を合算して得た数値を「合計GJ」欄に記入するものとする。

④ 手順4

「合計GJ」欄の数値に原油換算係数0.0258 を乗じて得た数値を「原油換算エネルギー使用量」欄に記入するものとする。

表－1

エネルギーの種類	熱量換算係数	エネルギーの種類	熱量換算係数
揮発油（ガソリン含）	33.4 GJ/kl	石炭	
灯油	36.5 GJ/kl	原料炭(輸入原料炭)	28.7 GJ/t
軽油	38.0 GJ/kl	一般炭(輸入一般炭)	26.1 GJ/t
A 重油	38.9 GJ/kl	無煙炭(輸入無煙炭)	27.8 GJ/t
B・C 重油	41.8 GJ/kl	木質廃材	17.1 GJ/t
石油ガス		バイオディーゼル	35.6 GJ/kl
液化石油ガス（LPG※ ¹ ）	50.1 GJ/kl	RPF	26.9 GJ/t
	46.1 GJ/kl	電気事業者からの買電	8.64 GJ/千kWh
石油系炭化水素ガス			
可燃性天然ガス		都市ガス	※ 2
液化天然ガス	54.7 GJ/t		
その他可燃性天然ガス	38.4 GJ/千m ³		

※1 LPGについては、供給事業者からの使用量が“m³”で表示されている場合、“t（ト）”に換算する必要がある。換算係数はガス会社により異なるので、ガス会社に確認する必要がある。不明な場合は、次表の数値を用いることができる。

プロパン	1 m ³	1/502 [t]
ブタン	1 m ³	1/355 [t]
プロパン・ブタンの混合	1 m ³	1/458 [t]

※2 都市ガスの熱量換算係数（単位発熱量）については、ガス会社により異なるので、ガス会社に確認する必要がある。

※3 事業者からの買電のうち非化石電気の使用量の計算については、資源エネルギー庁より公開された計算方法並びにサポートツールを参照すること。

【サポートツール等公開ページ】

資源エネルギー庁省エネポータルサイト

「定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度」のページから

「定期報告書の作成」→「計算サポートツール」→「電気事業者からの買電の非化石割合計算ツール_操作マニュアル」「電気事業者からの買電の非化石割合計算ツール（令和6年度報告用）」を参照。

【定期報告書の作成】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html#teiki_support-tool

3 計画書・変更計画書及び報告書の提出

(1) 計画書・変更計画書の提出

計画書は、計画期間ごとに作成し、計画期間の初年度の8月末日までに提出するものとする。

なお、当初作成した計画に変更があった場合は、変更後の計画書を作成し、変更計画書として速やかに提出するものとする。

(2) 報告書の提出

報告書は、計画期間中の毎年度について作成し、報告対象年度の翌年度の8月末日までに提出するものとする。

(3) 提出様式

計画書・変更計画書・報告書は規則第1号様式により提出するものとする。

ただし、自動車運送事業者にあつては、計画書の別表1－④及び報告書の別表2－④の提出は不要とする。

(参考) 提出書類

<大規模エネルギー使用事業者・特定事業者以外の事業者>

計画書・変更計画書	報告書
別記第1号様式	別記第1号様式
別表1－①	別表2－①
別表1－②	別表2－②
別表1－③	別表2－③
別表1－④	別表2－④

<自動車運送事業者・特定事業者以外の事業者（自動車運送事業者）>

計画書・変更計画書	報告書
別記第1号様式	別記第1号様式
別表1－①	別表2－①
別表1－②	別表2－②
別表1－③	別表2－③
※別表1－④は不要	※別表2－④は不要

(4) 提出方法

原則、電子申請（LoGo フォーム）によるものとする。

ただし、インターネットを利用できない場合は、従来通り郵送又は持参によるものとする。

※郵送又は持参により提出する場合、提出部数は、計画書、変更計画書、報告

書とも1部とする。提出先は、熊本県環境生活部環境局環境立県推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁舎新館5階）とする。受理した計画書、変更計画書又は報告書の写しの送付を希望する場合は、送料分の切手を貼付した返送用封筒を同封すること。

【電子申請（LoGo フォーム）URL】

- ・事業活動温暖化対策計画書 <https://logoform.jp/form/x4b6/414432>
- ・事業活動温暖化対策変更計画書 <https://logoform.jp/form/x4b6/414576>
- ・事業活動温暖化対策実施状況報告書 <https://logoform.jp/form/x4b6/415295>
- ・事業活動温暖化対策計画廃止届出書 <https://logoform.jp/form/x4b6/414806>
- ・権利利益の保護に係る請求書 <https://logoform.jp/form/x4b6/415266>

（参考）計画書及び報告書の提出スケジュール ※計画期間を3年間とした場合

	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
計画書	計画対象期間 提出▲（8月末）					
報告書	報告対象期間	提出▲（8月末）				
		報告対象期間	提出▲（8月末）			
			報告対象期間	提出▲（8月末）		
計画書				計画対象期間 提出▲（8月末）		
報告書				報告対象期間	提出▲（8月末）	
					報告対象期間	提出▲（8月末）
						報告対象期間 提出▲（8月末）

備考 提出期限（▲）について

計画書：計画期間の初年度の8月末日までに提出すること。

報告書：実施年度ごとに、それぞれの翌年度の8月末日までに提出すること。

4 温室効果ガス算定排出量の算定方法

(1) 算定する活動の範囲

① 大規模エネルギー使用事業者

算定対象となる活動範囲は、県内における事業活動のうち、事業者が県内に設置する県内事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場等をいい、連鎖化事業を行う者（フランチャイズ事業者）である場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として県内に設置しているものを含む。）においてエネルギー起源の二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される二酸化炭素をいう。以下同じ。）の発生を伴う活動については必ず算定するものとし、事業所外を移動する自動車等の移動体については算定の対象から除外することができるものとする。

② 自動車運送事業者

算定対象となる活動範囲は、県内における事業活動のうち、第1章1(2)①から③までに該当する自動車に係る燃料の使用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素の発生を伴う活動については必ず算定するものとし、事業者が設置する県内事業所（営業所、事務所、配送所等）におけるエネルギー起源の二酸化炭素の発生を伴う活動については算定の対象から除外することができるものとする。

③ 特定事業者以外の事業者

自動車運送事業を営む者にあっては②を、それ以外の事業者にあっては①を原則とする。

(2) 算定する温室効果ガス

エネルギー起源の二酸化炭素を対象とする。

エネルギー起源の二酸化炭素以外の二酸化炭素（非エネルギー起源の二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三ふっ化窒素は算定の対象外とする。

(3) 算定の方法

温室効果ガス算定排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第7条に規定する方法により算定するものとする。

具体的には、次の①から④までにより算定した量を合計するものとする。

ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条の規定による国への温室効果ガスの排出量の報告において、エネルギー使用量が原油換算15kl／年未満の事業所であり、かつ総エネルギー使用量の1％未満の範囲の事業所として、国に前年度と同じ値をその年度の値として報告できるとされた事業所については、同じ値を用いることができるものとする。

① 燃料の使用

$$\begin{aligned}
 \text{二酸化炭素} &= (\text{燃料の種類ごとに}) \text{燃料の使用量 (t、kl、1,000m}^3\text{)} \\
 \text{排出量} &\times \text{熱量換算係数 (GJ/t、GJ/kl、GJ/1,000m}^3\text{)} \\
 (\text{tCO}_2) &\times \text{排出係数 (tC/GJ)} \\
 &\times 44/12
 \end{aligned}$$

※ 熱量換算係数及び、排出係数については、表－２のとおりとする。

※ 表－２で示した燃料以外の燃料（バイオマス起源メタンなど）を燃焼させた場合に排出される二酸化炭素は算定対象外とする。

※ 販売された副生燃料の量（エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の定期報告書の第２表における「販売した副生エネルギーの量」に記入された量）について、①の式により得られた量は、排出量の合計量から控除することができるものとする。

表－２

エネルギーの種類	熱量換算係数	排出係数
輸入原料炭	28.7 GJ/t	0.0246 tC/GJ
コークス用原料炭	28.9 GJ/t	0.0245 tC/GJ
吹込用原料炭	28.3 GJ/t	0.0251 tC/GJ
輸入一般炭	26.1 GJ/t	0.0243 tC/GJ
国産一般炭	24.2 GJ/t	0.0242 tC/GJ
輸入無煙炭	27.8 GJ/t	0.0259 tC/GJ
石油コークス	29.0 GJ/t	0.0299 tC/GJ
石油コークス、FCC コーク	34.1 GJ/t	0.0248 tC/GJ
コールタール	37.3 GJ/t	0.0209 tC/GJ
石油アスファルト	40.0 GJ/t	0.0204 tC/GJ
コンデンセート（NGL）	34.8 GJ/kl	0.0183 tC/GJ
原油（コンデンセート（NGL）を除く）	38.3 GJ/kl	0.0190 tC/GJ
揮発油	33.4 GJ/kl	0.0187 tC/GJ
ナフサ	33.3 GJ/kl	0.0186 tC/GJ
ジェット燃料油	36.3 GJ/kl	0.0186 tC/GJ
灯油	36.5 GJ/kl	0.0187 tC/GJ
軽油	38.0 GJ/kl	0.0188 tC/GJ
A 重油	38.9 GJ/kl	0.0193 tC/GJ
B・C 重油	41.8 GJ/kl	0.0202 tC/GJ
潤滑油	40.2 GJ/kl	0.0199 tC/GJ
液化石油ガス（LPG※）	50.1 GJ/t	0.0163 tC/GJ
石油系炭化水素ガス	46.1 GJ/千 m ³	0.0144 tC/GJ
液化天然ガス（LNG）	54.7 GJ/t	0.0139 tC/GJ

天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く）	38.4 GJ/千 m ³	0.0139 tC/GJ
コークス炉ガス	18.4 GJ/千 m ³	0.0109 tC/GJ
高炉ガス	3.23 GJ/千 m ³	0.0264 tC/GJ
発電用高炉ガス	3.45 GJ/千 m ³	0.0264 tC/GJ
転炉ガス	7.53 GJ/千 m ³	0.0420 tC/GJ
廃タイヤ	33.2GJ/t	0.0135 tCO ₂ /GJ
廃プラスチック類（一般廃棄物）	29.3GJ/t	0.0262 tCO ₂ /GJ
廃プラスチック類（産業廃棄物）	29.3GJ/t	0.0239 tCO ₂ /GJ
廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）から製造された燃料炭化水素油	40.2GJ/kl	0.0179 tC/GJ
廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	38.0GJ/kl	0.0188 tC/GJ
RPF	26.9GJ/t	0.0166 tC/GJ
RDF	18.0GJ/t	0.0170 tC/GJ

※ LPGについては、供給事業者からの使用量が“m³”で表示されている場合、“t（ト）”に換算する必要がある。換算係数はガス会社により異なるので、ガス会社に確認する必要がある。不明な場合は、次表の数値を用いることができる。

プロパン	1 m ³	1/502〔t〕
ブタン	1 m ³	1/355〔t〕
プロパン・ブタンの混合	1 m ³	1/458〔t〕

② 他人から供給された電気の使用

$$\begin{aligned}
 & \text{二酸化炭素排出量 (tCO}_2\text{)} \\
 & = \text{電気の使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量当たり排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}
 \end{aligned}$$

※ 1 自家発電については算定の対象外とする。

※ 2 単位使用量当たり排出量については、以下の排出係数を用いて算定。

① 電気事業者（小売電気事業者及び一般送配電事業者）から供給された電気を使用している場合は、国が公表する電気事業者ごとの排出係数のうち基礎排出係数。

【公表ホームページ】 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

② 上記以外の者から供給された電気を使用している場合は、①の係数に相当する係数で、実測等に基づく排出係数として適切と認められるもの。

③ ①及び②の方法で算定できない場合は、①及び②の係数に代替するものとして環境大臣・経済産業大臣が公表する係数（代替値）。

上記①の排出係数及び③の代替値については、国が、算定対象年度の前年度の値を毎年度公表するので、それらを用いて排出量を算定。

③ 他人から供給された熱の使用

$$\begin{aligned} & \text{二酸化炭素排出量 (tCO}_2\text{)} \\ &= (\text{熱の種類ごとに) 熱の使用量 (G J)} \\ & \quad \times \quad \text{単位使用量当たり排出量 (tCO}_2\text{/G J)}^{\ast} \end{aligned}$$

※ 単位使用量当たり排出量については、表－３のとおりとする。

表－３

熱の種類	単位使用量 あたり排出量
産業用蒸気	0.0654 tCO ₂ /GJ
蒸気（産業用のものを除く。）、温水、冷水	熱供給事業者別係数を使用

※ 蒸気（産業用のものは除く。）・温水・冷水については、以下の排出係数を用いて算定。

- ① 熱供給事業者から供給された熱を使用している場合は、国が公表する熱供給事業者ごとの排出係数のうち基礎排出係数。

【公表ホームページ】 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

- ② 上記に定められた係数を用いて、他人から供給された熱の使用に伴う CO₂ の排出量を算定することができない場合は、①の係数に相当する係数で、実測等に基づく排出係数として適切と認められるもの。

- ③ ①及び②の方法で算定できない場合は、①及び②の係数に代替するものとして環境大臣・経済産業大臣が公表する係数（代替値）。

上記①の排出係数及び③の代替値については、国が算定対象年度の前年度の値を毎年度公表するので、それらを用いて排出量を算定。

なお、年度ごとに排出係数が異なった場合、計画年度中のいずれかの値を選択し、用いることができる。

④ 他人に供給した電気又は熱に伴う二酸化炭素排出量の控除について

温室効果ガス算定排出量は、①から③までを合算した量とするが、他人に電気又は熱を供給した場合、次式で算出される量を控除する必要がある。

$$\begin{aligned} & \text{控 除 量 (tCO}_2\text{)} \\ &= \text{電気販売量又は熱販売量 (kWh, GJ)} \\ & \quad \times \quad \text{単位販売量当たりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh, tCO}_2\text{/GJ)} \end{aligned}$$

※ 単位販売量当たりの排出量、いわゆる排出係数は、当該事業所で発電した電気及び発生させた熱についての排出係数を用いる必要がある。排出係数は、次

式のとおり、発電又は熱の発生に伴い発生した温室効果ガス排出量を発電量又は発生熱量で除して求めることができるものとする。

□単位電気販売量当たりの排出量 (tCO₂/kWh) = {(当該事業所で発電のために投入した燃料使用量 (t, kl, 千m³) × 熱量換算係数 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千m³) × 排出係数 (tC/GJ) × 44/12)} ÷ 当該事業所で発電した電気の量 (kWh) □単位熱販売量当たりの排出量 (tCO₂/GJ) = {(当該事業所で熱の発生のために投入した燃料使用量 (t, kl, 千m³) × 熱量換算係数 (GJ/t, GJ/kl, GJ/千m³) × 排出係数 (tC/GJ) × 44/12 + 当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量 (kWh) × 排出係数 (tCO₂/kWh))} ÷ 当該事業所で発生させた熱の量 (GJ)
--

⑤ 都市ガスの使用

二酸化炭素排出量 (tCO₂) = 都市ガス使用量 (千 m³) × 単位使用量当たり排出量 (tCO₂/千 m³) ※

※ 単位使用量当たり排出量については、以下の排出係数を用いて算定。

- ① ガス事業者から供給された都市ガスを使用している場合は、国が公表する都市ガス事業者ごとの排出係数のうち基礎排出係数。

【公表ホームページ】 <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

- ② 上記以外の者から供給された都市ガスを使用している場合は、①の係数に相当する係数で、実測等に基づく排出係数で適切と認められるもの。

- ③ ①及び②の方法で算定できない場合は、①及び②の係数に代替するものとして環境大臣・経済産業大臣が公表する係数（代替値）。

上記①の排出係数及び③の代替値については、国が算定対象年度の前年度の値を毎年度公表するので、それらを用いて排出量を算定。

なお、年度ごとに排出係数が異なった場合、計画年度中のいずれかの値を選択し、用いることができる。

参考資料：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）

第Ⅱ編「温室効果ガス排出量の算定方法」

(URL： <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>)

第2章 計画書・変更計画書の作成等

1 計画書・変更計画書の記入要領

計画書の作成は、規則第1号様式によること。

また、別表1－①から別表1－④までに必要事項を記入し添付すること。

なお、当初作成した計画に変更があった場合は、変更後の計画書を作成し、変更計画書として速やかに提出するものとする。

(1)計画書・変更計画書

①「標題」

該当する欄を選択し、□に「レ印」を記入すること。

②「住所」・「氏名」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入すること。

なお、法人の代表者以外の者が、条例に係る諸手続の委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を計画書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入すること。

※令和3年（2021年）7月の規則の改正により押印不要

③「連絡先」

計画書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。

④「区分」

条例第17条第1項又は第3項の規定により計画書を提出する場合は計画書に「レ印」を、条例第17条第4項の規定により変更後の計画書を提出する場合は変更計画書に「レ印」を記入すること。

※ 計画期間終了後に新たな計画書を提出する場合は「計画書」に該当し、計画期間内に計画書の内容を変更する場合のみ「変更計画書」に該当することに留意すること。

⑤「住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を記入すること。

⑥「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入すること。

⑦「事業概要」

事業の概要を記入するか、日本標準産業分類の中分類から主たる業種を選択し、業種名を記入すること。

⑧「該当する事業者要件」

表－４のアからウまでの区分から、該当する事業者要件を選択し、□に「レ印」を記入すること。（ア及びイのいずれの事業者要件にも該当する場合は、両者の□に「レ印」を記入すること。）

表－４

区分	区分の名称	要件
ア	規則第５条第１号 該当特定事業者 （大規模エネルギー使用事業者）	県内事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場、フランチャイズ事業者の場合は加盟事業者等）の前年度のエネルギー使用量の合計が原油換算で 1,500 キロリットル以上の事業者
イ	規則第５条第２号 該当特定事業者 （自動車運送事業者）	使用の本拠の位置を県内に有する自動車の前年度の末日における合計台数が次に掲げる要件のいずれかに該当する道路運送事業者 (a) トラック（貨物自動車運送事業法第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車を除く。）の台数が 1 0 0 台以上であること (b) バス（道路運送法第３条第１号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車）の台数が 1 0 0 台以上であること (c) タクシー（道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）の台数が 1 5 0 台以上であること
ウ	特定事業者以外の事業者	区分ア及びイのいずれにも該当しない事業者

⑨ 「前年度の原油換算エネルギー使用量」

大規模エネルギー使用事業者は、第１章の２により算定した前年度の原油換算エネルギー使用量を記入すること。

⑩ 「県内登録の自動車数」

自動車運送事業者は、規則第５条第２号アからウまでに定める自動車（表－４区分イの(a)～(c)）の合計台数を記入すること。

⑪ 「計画期間」

計画期間は５か年以内で、事業者自らが適当と認める期間を設定すること。

設定する計画期間は「暦年」ではなく、４月から３月までを期間とする「年度」を基準とすること。

⑫ 「温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本方針」

計画期間を通して事業者が定める省エネルギー対策、再生可能エネルギー導入策、目標設定の考え方その他の事業活動に関する地球温暖化の防止に関する考え方をまとめ、記入すること。

(記載例)・〇〇などの再生可能エネルギーを導入する

- ・〇〇設備などの非化石燃料への転換・省エネ化を推進する
- ・グリーン電力証書等のカーボンオフセットを活用する

⑬ 「温室効果ガスの排出の抑制を図るための推進体制」

温室効果ガスの排出の抑制を図るための推進体制及び点検体制等をまとめ、記入すること。

環境マネジメントシステム※を構築している場合は、当該規格の名称、適用範囲及び取得年月日を記入すること。

※環境マネジメントシステムとは、事業者が、その経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための、事業者の体制・手続等の仕組みのこと。

(記載例)

- ・推進担当者・担当部署を指定し、取組状況を年〇回点検する
- ・専門部署・〇〇委員会を設置し、取組状況を年〇回点検する

(環境マネジメントシステムの例)

- ・ISO14001、エコアクション2.1、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、社内独自のシステム

⑭ 「温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容」

事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、適切かつ有効な措置を「設備更新等」及び「その他の措置」に分けて記入すること。

措置の内容は簡潔に記入し、可能であれば実施予定年度を、またその措置によって削減できる温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、その措置の内容と併せてその量を記入すること。

温室効果ガスの排出の抑制に資する具体的な取組については、国が定めた「(温室効果ガス)排出抑制等指針(内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号)」、「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第66号)等を参考に、事業特性に応じて適切かつ有効な対策を実施すること。

- 排出抑制等指針 web ページ

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

- 工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断

の基準

<http://www.eccj.or.jp/index.html> (省エネルギーセンター・ホームページ)

⑮ 「温室効果ガス算定排出量等」

目標設定の方法は、「温室効果ガス排出量」によるものと、温室効果ガス排出量を『温室効果ガスの排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標（生産数量、延べ床面積等）』で除した「原単位温室効果ガス排出量」による方法がある。

計画書では、「温室効果ガス排出量」は必ず記入するものとし、「原単位温室効果ガス排出量」は追加して記入することができるものとする。

ア 「①排出量」

温室効果ガス算定排出量の算定については、第1章の4により行い、「燃料及び熱」、「電気」に分けて記入すること。なお、その根拠を別表1-①に記入すること。

また、事業所（自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置）ごとの温室効果ガス算定排出量については、別表1-②に記入すること。

（ア）「基準年度」

基準年度及び基準年度の温室効果ガス算定排出量を記入すること。

基準年度とは、原則として熊本県温暖化防止条例に基づく「地球温暖化推進計画」の基準年度である「2013年度（平成25年度）」とするが、事業者が定める地球温暖化対策に係る計画において別に定める基準年度がある場合は当該年度を基準年度とすることができるものとする。

（イ）「前年度」

計画の始期の前年度の温室効果ガス算定排出量も参考値として記入すること。

（ロ）「目標年度」

目標年度における温室効果ガス排出量については、温室効果ガスの排出状況や計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して事業者自ら設定すること。

目標年度は計画期間の最終年度とする。

目標年度の温室効果ガス排出量は県が削減率を一律に設定するものではなく、事業者自らが設定するものとする。また、事業の拡大局面等の事情を勘案のうえ、総排出量＝増加、原単位（生産量当たり）排出量＝減少という目標設定についても可能とする。（右図参照）

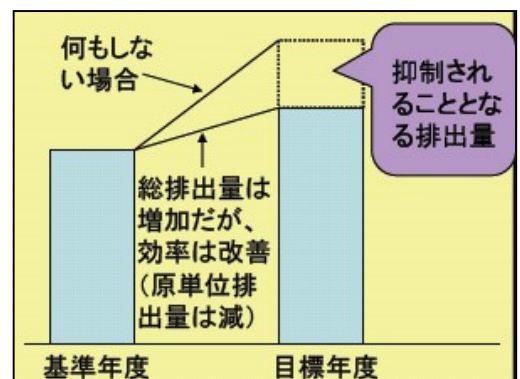


図 増加目標設定のイメージ

（エ）「削減率・増減率」

目標年度の温室効果ガス排出量から基準年度の温室効果ガス算定排出量を減じた数値を基準年度の温室効果ガス算定排出量で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

イ 「②補完的手段による削減量」

補完的手段による削減を実施又は、計画している場合は、削減量を記入できるものとする。その場合、(ア)から(イ)までを合計した数値を記入すること。

(ア) 「森林の整備及び保全 (t-CO₂)」(規則第 15 条第 1 号該当)

熊本県森林吸収量認証制度により知事が発行した「熊本県森林吸収量認証書」を保有している場合、その証書に記載された二酸化炭素吸収量を記入することができるものとする。

(イ) 「再生可能エネルギーを利用した電力又は熱であって、県内で発電し、又は発生したものであるものの供給 (t-CO₂)」(規則第 15 条第 2 号該当)

再生可能エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給量について、第 1 章 4 (3)の②又は③の方法により算定した量を記入することができるものとする。

ただし、県内で発電し、又は発生したものである必要がある。

(ウ) 「グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入 (t-CO₂)」(規則第 15 条第 3 号該当)

グリーン電力証書又はグリーン熱証書を保有又は取得を予定している場合、その電力量又は熱量について、第 1 章 4 (3)②又は③の方法により算定した量を記入することができるものとする。

(エ) 「その他知事が認めるもの」(規則第 15 条第 4 号該当)

規則第 15 条第 4 号のその他知事が認めるものとして、次の i ～iv のとおりとする。

i J-クレジット制度に基づき認証されたクレジットの購入 (t-CO₂)

「算定対象となる排出量の排出年度及び翌年度 4～6 月に無効化された、又は無効化する予定のクレジットの量」を記入することができるものとする。

なお、クレジットに係る排出削減事業は県内において実施されたものであること。

ii CO₂フリーメニューによる電気の購入 (t-CO₂)

「CO₂フリーメニューの購入による CO₂削減相当量」を記入することができるものとする (CO₂削減相当量 = CO₂フリーメニューの購入電力量(千 kWh) × 基礎排出係数 (t-CO₂/千 kWh))。

CO₂フリーメニューとは、国が公表する電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)の一覧のうち、「調整後排出係数」が「0.000000 t-CO₂/kWh」のメニューに該当するものとする。

iii 非化石証書の調達 (t-CO₂)

「調達した非化石証書の利用による CO₂ 削減相当量」を記入することができるものとする (CO₂ 削減相当量 = 非化石証書の購入量(kWh) × 全国平均係数 (t-CO₂/ kWh) × 補正率)。ただし、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する CO₂ 排出量が上限とする。

なお、「全国平均係数」及び「補正率」は、国が公表する電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)の一覧に記載されている「特定排出者が調達した非化石証書利用に係る情報」を参照すること。

iv 県産木材による炭素の貯蔵 (t-CO₂)

くまもと県産木材炭素貯蔵量認証制度により知事が発行した「くまもと県産木材炭素貯蔵量認証書」を保有している場合、その認証書に記載された県産木材による炭素貯蔵量 (CO₂ 換算) を記入することができるものとする。

ウ 「①－②差引後排出量」

温室効果ガス算定排出量から補完的手段による削減量の合計を差し引いた数値を記入すること。

(ア) 「削減率・増減率 (基準年度比)」

目標年度の差引後排出量から基準年度の温室効果ガス算定排出量を減じた数値を基準年度の温室効果ガス算定排出量で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

⑯ 「原単位算定排出量等」

ア 「排出量」、「差引後排出量」

(ア) 「基準年度」

基準年度の前単位温室効果ガス算定排出量は、⑮ア(ア)の基準年度の温室効果ガス算定排出量を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標 (生産数量、延べ床面積等)』の基準年度の実績値で除して算出すること。

基準年度は、⑮ア (ア) の基準年度と同一年度とする。

(イ) 「前年度」

⑮ア(イ)の前年度の温室効果ガス算定排出量を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標 (生産数量、延べ床面積等)』の前年度の実績値で除して算出し、参考値として記入すること。

(ウ) 「目標年度」

目標年度の前単位温室効果ガス排出量は、⑮ア(ウ)の目標年度の温室効果ガス排出量を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標 (生産数量、延べ床面積等)』の目標年度の見込値で除して算出すること。

(エ) 「削減率・増減率（基準年度比）」

目標年度の原単位温室効果ガス排出量及び差引後排出量から基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量を減じた数値を基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

(オ) 「原単位の考え方」

原単位に使用した指標（温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映され则认为られるもの。生産数量、延べ床面積等。）や設定に係る考え方等を記入すること。

⑰ 「特記事項」

過去の温室効果ガス排出削減に係る実績、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定や過去の削減実績、地球温暖化防止に貢献する技術・商品の開発の取組などがあれば、積極的に記入すること。

(3) 別表 1－①

別表 1－①は、事業者合計のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を記入すること。記入の方法は第 1 章 2 及び 4 によること。

また、「エネルギーの種類」に項目がない場合は、「（ ）」に具体的な燃料等を記入するものとする。

(4) 別表 1－②

別表 1－②は、事業活動温暖化対策計画に関する事項で記入する(2)⑮ア(ア)～(ウ)の温室効果ガス算定排出量について、県内事業所（自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置）ごとの量を記入するものとする。

温室効果ガス算定排出量の算定については、第 1 章 4 によること。

ただし、二酸化炭素排出量が事業者合計のおおむね 1 割以下の事業所は、同種の事業所をまとめて記入することができるものとする。

(5) 別表 1－③

別表 1－③は、事業所別のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を記入すること。記入の方法は第 1 章 2 及び 4 によること。

なお、「エネルギーの種類」に項目がない場合は、「（ ）」に具体的な燃料等を記入するものとする。

(6) 別表 1－④

別表 1－④は、次の①～③に掲げる設備をエネルギーの種類毎に記入すること。なお、本計画書の計画期間以降の更新予定年月の場合も記入すること。

①化石燃料を使用している設備

- ②電気を使用している設備のうち使用量が比較的大きい主要設備(出力、能力から推計される場合も含む。)
- ③①及び②以外で使用年数が10年を超過した設備

2 計画の廃止

(1) 計画の廃止ができる者

計画の廃止ができる者は、条例第17条第5項及び規則第9号により、次の①から③までのいずれかに該当する者であり、計画を廃止したときは、廃止届を提出すること。廃止届を提出した者は、以後報告書の提出は必要ない。

- ① 事業を廃止した特定事業者
- ② 計画書の提出後に、特定事業者の要件のすべてを満たさなくなった特定事業者
- ③ 任意で計画書を提出した事業者（特定事業者以外の事業者）

(2) 廃止届の記入要領

廃止届は、規則第2号様式により作成すること。

① 「住所・氏名」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入すること。

なお、法人の代表者以外の者が、条例に係る諸手続の委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を計画書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入すること。

② 「廃止区分」

該当する廃止区分を選択し、□に「レ印」を記入すること。また、廃止区分の各事由に該当することとなったことを確認できる書類を添付すること。

③ 「連絡先」

計画書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。

3 その他

(1) 各記入欄が不足する場合

提出する計画書・変更計画書のうち、各別表を除く別記第1号様式の記入欄は記入量に応じて、行の高さを適宜調整すること。

第3章 報告書の作成

1 報告書の記入要領

報告書は、規則第1号様式により作成すること。

また、別表2-①から別表2-④までに必要事項を記入し添付すること。

(1) 事業活動温暖化対策実施状況報告書

① 「標題」

該当する欄を選択し、□に「レ印」を記入すること。

② 「住所」・「氏名」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入すること。

なお、法人の代表者以外の者が、条例に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を報告書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入すること。

※令和3年（2021年）7月の規則の改正により押印不要

③ 「連絡先」

計画書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。

④ 「区分」

条例第18条の規定により報告書を提出する場合は「実施状況報告書」に「レ印」を記入すること。

⑤ 「住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を記入すること。

⑥ 「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入すること。

⑦ 「事業概要」、「該当する事業者要件」、「計画期間」

計画書と同一の内容を記入すること。

⑧ 「温室効果ガス算定排出量等」

報告書では、計画書で設定した目標の進捗状況（達成状況）を把握するため、計画期間の各年度の温室効果ガス算定排出量の実績を記入すること。

ア 「年度区分」

計画書に記載した基準年度、前年度、目標年度及び計画期間中の年度を記入すること。

イ 「①排出量」

温室効果ガス算定排出量の算定については、第1章の4により行い、「燃料及び

熱」、「電気」に分けて記入すること。なお、その根拠を別表 2－①に記入すること。

また、事業所（自動車運送事業者にあつては、使用の本拠の位置）ごとの基準年度の温室効果ガス算定排出量について別表 2－②に記入すること。

(ア) 「基準年度」、「前年度」、「目標年度」

計画書と同一内容を記入すること。

(イ) 「排出量等の実績」

計画期間のうち、報告対象年度までの各年度の温室効果ガス算定排出量を記入すること。

温室効果ガス算定排出量の算定方法については、第 1 章 4 によること。

(ウ) 「削減率・増減率（基準年度比）」

目標年度及び計画期間のうち、報告対象年度までの各年度の温室効果ガス算定排出量から基準年度の温室効果ガス算定排出量を減じた数値を基準年度の温室効果ガス算定排出量で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

ウ 「②補完的手段による削減量」

補完的手段による削減を実施した場合は、削減量を記入できるものとする。その場合、(ア)から(イ)までを合計した数値を記入すること。

(ア) 「森林の整備及び保全 (t-CO₂)」(規則第 15 条第 1 号該当)

熊本県森林吸収量認証制度により知事が発行した「熊本県森林吸収量認証書」を保有している場合、その証書に記載された二酸化炭素吸収量を記入することができるものとする。

ただし、次の(a)から(c)までのすべての条件を満たす必要がある。

(a) 「熊本県森林吸収量認証書」の写しを添付すること

(b) 「熊本県森林吸収量認証書」は当該報告書を提出する事業者に対して発行されたものであること。

(c) 「熊本県森林吸収量認証書」が証明する年度が計画期間内であること。

(イ) 「再生可能エネルギーを利用した電力又は熱であつて、県内で発電し、又は発生したものであるものの供給 (t-CO₂)」(規則第 15 条第 2 号該当)

再生可能エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給した量について、第 1 章 4 (3)の②又は③の方法により算定した量を記入することができるものとする。

ただし、県内で発電し、又は発生したものであることを確認できる資料を添付する必要がある。

(ウ) 「グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入 (t-CO₂)」(規則第 15 条第 3 号該当)

グリーン電力証書又はグリーン熱証書を保有している場合、その保有する電力量又は熱量について、第 1 章の 4 (3)②又は③の方法により算定した量を記入することができるものとする。

ただし、次の(a)から(c)までのすべての条件を満たす必要がある。

- (a) グリーン電力証書又はグリーン熱証書の写しを添付すること。また、報告後に他者にグリーン電力証書又はグリーン熱証書を譲渡しない旨の確約書（様式は任意とする。）を添付すること。
- (b) グリーン電力証書又はグリーン熱証書は、財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行されたものであること。
- (c) グリーン電力証書又はグリーン熱証書が、県内の施設により生産された電力又は熱を対象として発行されたものであること。

(イ) 「その他知事が認めるもの」(規則第 15 条第 4 号該当)

規則第 15 条第 4 号のその他知事が認めるものとして、次の i ～ iv のとおりとする。

i J-クレジット制度に基づき認証されたクレジットの購入 (t-CO₂)

「算定対象となる排出量の排出年度及び翌年度 4～6 月に無効化されたクレジットの量」を記入することができるものとする。

なお、クレジットに係る排出削減事業は県内において実施されたものであること。

併せて、クレジットの無効化を行ったことを確認できる書類の写しを添付すること。

ii CO₂ フリーメニューによる電気の購入 (t-CO₂)

「CO₂ フリーメニューの購入による CO₂ 削減相当量」を記入することができるものとする (CO₂ 削減相当量 = CO₂ フリーメニューの購入電力量(千 kWh) × 基礎排出係数 (t-CO₂/千 kWh))。

CO₂ フリーメニューとは、国が公表する電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)の一覧のうち、「調整後排出係数」が「0.000000 t-CO₂/kWh」のメニューに該当するものとする。

併せて、CO₂ フリーメニューを購入したことを確認できる書類の写しを添付すること。

iii 非化石証書の調達 (t-CO₂)

「調達した非化石証書の利用による CO₂ 削減相当量」を記入することができるものとする (CO₂ 削減相当量 = 非化石証書の購入量(kWh) × 全国平均係数 (t-CO₂/ kWh) × 補正率)。ただし、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する CO₂ 排出量が上限とする。

なお、「全国平均係数」及び「補正率」は、国が公表する電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)の一覧に記載されている「特定排出者が調達した非化石証書利用に係る情報」を参照すること。

併せて、利用する非化石証書を確認できる書類の写しを添付すること。

iv 県産木材による炭素の貯蔵 (t-CO₂)

くまもと県産木材炭素貯蔵量認証制度により知事が発行した「くまもと県産木材炭素貯蔵量認証書」を保有している場合、その認証書に記載された県産木材による炭素貯蔵量（CO₂換算）を記入することができるものとする。

ただし、次の(a)及び(b)のすべての条件を満たす必要がある。

(a) 「くまもと県産木材炭素貯蔵量認証書」の写しを添付すること。

(b) 「くまもと県産木材炭素貯蔵量認証書」は当該報告書を提出する事業者に対して発行されたものであること。

エ 「①－②差引後排出量」

温室効果ガス算定排出量から補完的手段による削減量の合計を差し引いた数値を記入すること。

(ア) 「削減率・増減率（基準年度比）」

目標年度及び計画期間のうち、報告対象年度までの各年度の差引後排出量から基準年度の温室効果ガス算定排出量を減じた数値を基準年度の温室効果ガス算定排出量で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

⑨ 「原単位算定排出量等」

ア 「排出量」、「差引後排出量」

(ア) 「基準年度」、「前年度」、「目標年度」

計画書と同一内容を記入すること。

(イ) 「排出量等の実績」

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、⑨イの温室効果ガス算定排出量を『温室効果ガス排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標（生産数量、延べ床面積等）』の各年度の実績値で除して算出すること。使用する指標は計画書で使用したものを使用すること。使用する指標を変更する場合は、まず計画の変更を行うこと。

(ウ) 「削減率・増減率（基準年度比）」

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、目標年度及び計画期間のうち、報告対象年度までの各年度の原単位温室効果ガス算定排出量及び差引後排出量から基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量を減じた数値を基準年度の原単位温室効果ガス算定排出量で除し、100 を乗じた数値を記入すること。

イ 「原単位の考え方」

計画書において原単位温室効果ガス排出量による目標設定を行った場合、計画書に記載した原単位の考え方を記入すること。使用する指標を変更する場合は、まず計画の変更を行うこと。

⑩ 「各年度の措置の実施状況及び計画の進捗又は達成の状況等」

計画に基づき実施した計画期間内の措置を記入すること。

措置の内容は簡潔に記入し、可能であれば実施年度を、またその措置によって削減した温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、当該措置の内容と併せてその量を記入すること。

また、計画期間における温室効果ガス排出量削減の進捗の状況及び計画終了時における計画書に掲げた温室効果ガス排出量の目標達成又は未達成の理由等を記載することができるものとする。必ずしも記入する必要はない。

また、最終年度の報告で、目標が未達成の場合のペナルティや罰則等は一切ないものとする。

⑪ 「特記事項」

過去の温室効果ガス排出削減に係る実績、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定や過去の削減実績、地球温暖化防止に貢献する技術・商品の開発の取組などがあれば、積極的に記入すること。

(3) 別表 2－① 別表 1－①と同様の方法

(4) 別表 2－② 別表 1－②と同様の方法

(5) 別表 2－③ 別表 1－③と同様の方法

(4) 別表 2－④

計画に定めた設備の更新状況等について記入すること。なお、新たに導入した設備については、表の下部に追加記載すること。

2 その他

(1) 記入欄が不足する場合

提出する報告書のうち、各別表を除く別記第 1 号様式の記入欄は記入量に応じて、行の高さを適宜調整すること。

第4章 計画書又は報告書の公表

1 提出された計画書又は報告書の公表

提出のあった計画書又は報告書は県で内容を確認の後、県ホームページにて公表する。
県は内容を確認するため、提出者に対し条例第50条第1号の規定により根拠資料等の提出を求める場合がある。

また、一旦公表した後、内容に疑義が生じた場合も同様に根拠資料等の提出を求める場合がある。この場合、内容が確認できるまでの間、公表を停止する場合がある。

公表は、提出のあった計画書及び報告書のうち、各別表を除く別記第1号様式の2ページ目以降の部分により公表するものとする。

2 公表の期限

計画書の公表は、計画期間終了年度の翌年度の3月末日まで行う。

報告書の公表は、直近の報告書によるものとし、計画期間終了年度の翌年度の3月末日まで行う。

廃止届の提出があった事業者については、速やかに当該廃止に係る計画書及び報告書の公表を終了する。

3 権利利益の保護に係る請求

計画書又は報告書の内容が公にされることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料する事業者は、知事に対し権利利益の保護に係る請求を行うことができる。

(参考) 事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合の例。

- | | |
|---|---|
| ア | 製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの |
| イ | 原燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する秘密の情報であって、公にすることにより当該情報が競争相手等に知られ、正当な利益を害する蓋然性が高いもの |
| ウ | その他生産、技術等に関する秘密の情報であって、公にすることにより権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が高いもの |
| ※ | 当該温室効果ガスの情報が直接権利利益の侵害に当たらない場合であっても、他の通常一般に入手可能な情報との照合により権利利益を害するおそれのある秘匿すべき情報が推測可能な場合を含む。 |

(1) 請求の方法

権利利益の保護に係る請求書（規則第4号様式）を、当該請求に係る計画書又は

報告書と併せて、提出すること。

(2) 知事の決定

県は、請求があったときは、審査を行い、請求内容を認める場合はその旨を、請求内容を認めない場合はその旨及びその理由を、請求者に対して通知する。審査にあたり、内容を確認するため、条例第 50 条第 1 号の規定により根拠資料等の提出を求める場合がある。

(3) 請求を認める場合の計画書又は報告書の公表方法

① 計画書又は報告書の全部を公表しないことが適当と認められる場合

計画書又は報告書自体を公表しないものとする。この場合、事業者名及び当該事業者が権利利益の保護に係る請求を行い、知事がこれを認めた旨を公表するものとする。

② 計画書又は報告書の一部を公表しないことが適当と認められる場合

公表しないことが適当と認められる情報を部分的に消去した計画書又は報告書により公表するものとする。この場合、公表に際し、当該情報について、当該事業者から権利利益の保護に係る請求があり、知事がこれを認めた旨を公表するものとする。

(4) 権利利益の保護に係る請求書の記入要領

権利利益の保護に係る請求書は規則第 4 号様式により作成すること。

① 「住所」・「氏名」

県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入すること。

なお、法人の代表者以外の者が、条例に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を請求書に添付し、住所欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入すること。

② 「公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する情報」

請求を行う情報について、計画書又は報告書のどの部分が該当するかが分かるように明確に記入すること。

③ 「権利利益が害されるとおそれがあると思料する理由」

事業者の権利利益が害されるとおそれがあると思料する権利利益の具体的な内容について、記入すること。

④ 「権利利益が害されるとおそれがあると思料する理由の根拠となる事実」

権利利益が害されるとおそれがあると思料する理由の根拠となる事実を具体的に記入すること。少なくとも次のアからウまでについて具体的に説明すること。

ア 請求に係る情報が通常一般に入手できない状態にあることの説明

イ 権利利益が害されるとおそれがあると思料する背景となる情報

ウ 請求に係る情報が公にされることにより請求者の権利利益が害される具体的

な事情

⑤ 連絡先

計画書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。